

横須賀市農業委員会農地利用最適化推進委員 推薦・募集要項

令和5年7月14日をもって農地利用最適化推進委員の任期を迎える横須賀市農業委員会について、次期委員候補者の募集を行います。

1 募集人数

7名（定数）

※募集区域、人員は以下のとおり

| 募集区域の名称 | 募集区域の詳細 | 募集人員 |
|------------------|--|------|
| 第1区域 (逸見・衣笠) | 池上・平作・阿部倉・小矢部・大矢部・衣笠町・ 田浦大作町・田浦泉町・長浦町・東逸見町・ 西逸見町 | 1名 |
| 第2区域 (久里浜・浦賀) | 久村・佐原・長瀬・岩戸・走水・鴨居・浦賀・ 西浦賀・吉井・久比里 | 1名 |
| 第3区域(北下浦) | 津久井・長沢・野比 | 1名 |
| 第4区域(長井) | 長井 | 2名 |
| 第5区域(武山) | 武・太田和・林・須軽谷 | 1名 |
| 第6区域(大楠) | 秋谷・子安・長坂・佐島・芦名・荻野・湘南国際村 | 1名 |

2 任用期間

令和5年7月15日～令和8年7月14日（3年間）

3 身分

地方公務員法第3条第3項第2号に規定する特別職の非常勤職員

4 職務内容

- (1) 耕作放棄地・違反地の発生防止、解消の推進、現場調査
- (2) 農地の権利移動や農地転用など許認可等の法令業務における現場立会い
- (3) 農地等の利用の最適化の推進
- (4) 案件がある場合、農業委員会の総会へ出席（原則として毎月1回開催）
- (5) 知識向上のための研修会等へ参加

5 委員報酬

月額 29,500 円

6 推薦を受ける者と応募する者の資格

次に該当する方は推薦・応募ができません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 横須賀市が設置する他の附属機関等の委員
- (4) 横須賀市の職員
- (5) 暴力団員に該当する者
- (6) 農地法その他の農業に関する法令に違反している者

7 推薦・応募期間

令和5年4月4日（火）～令和5年5月1日（月）17時必着

8 選考方法

横須賀市農業委員会にて、提出された応募書類等をもとに選考します。

なお、必要に応じて面接を行う場合があります。（6月中旬予定）

9 書類提出先・問い合わせ先

〒238 - 8550

横須賀市小川町 11 番地

横須賀市経済部 農水産業振興課（農業委員会事務局）

電話：046-822-8508

10 その他

- ・農業委員と農地利用最適化推進委員は両方に同時に応募できますが、兼務することはできません。
- ・農業委員会等に関する法律に基づき、募集期間中および終了後に申込書の記載事項（住所、生年月日及び電話番号を除く）について、市ホームページに公表いたしますので、あらかじめご承知おきください。
- ・申込書に記載された内容等の確認のため、必要に応じて本人または関係機関に対して照会を行うことがあります。